

農地中間管理事業

活用事例集

広島県農地中間管理機構

(一般財団法人 広島県森林整備・農業振興財団)



目次

1. はじめに	1
2. 事例集	
経営規模の拡大	
■ グリーンカウベルグループ～新たな地域への参入～	2
■ (株)サンワファーム～新たな地域への参入～	3
■ (株)ファーム穂～担い手同士の法人化～	4
分散錠ほの解消	
■ (農)郷曾～地域ぐるみで機構を利用～	5
集落法人の設立	
■ (農)ほなみ～ほ場整備を契機に法人化～	6
企業の農業参入	
■ 間口アグリファクトリー(株)～担い手不在地域への参入～	7
新規就農者の育成・確保	
■ 久保田基樹さん～研修制度の活用～	8
■ 小中将史さん～担い手不在地域への就農～	9
機構関連農地整備事業の活用	
■ (株)vegeta～ほ場整備で担い手誘致～	10
貸借事務の効率化	
■ (株)百姓屋	11
3. 農地中間管理事業のしくみ	12

はじめに

平成25年12月に制定された「農地中間管理事業の推進に関する法律」により、(一財)広島県森林整備・農業振興財団は、平成26年3月に農地中間管理機構として県から指定を受けました。

農地中間管理機構は農業経営の規模拡大、農地の集団化及び新たに農業経営を営もうとする者の参入促進を進め、農地利用の効率化及び高度化を促進するため、農地中間管理事業を行う組織として各都道府県から指定を受けた法人です。

国は10年後(令和5年)の担い手への農地集積目標(全農地の80%)を定め、農地中間管理機構はその達成に向けた推進役を担っています。

広島県では、効率的かつ安定的に農業を営む集落法人や認定農業者などの担い手が利用する農地集積目標を令和5年度に46%(平成25年度19%)と定め、担い手の育成・確保、規模拡大や経営の高度化を目指しています。

特に「人・農地プラン」の実質化に向け、地域ぐるみで農用地の流動化に取り組む区域や農用地の利用の効率化及び高度化を促進する効果が高い地域などを重点的に推進することとしています。

この事業の活用により担い手への農地の集積と集約化を進め、経営の規模拡大や高度化に寄与するとともに、産地育成に繋がる取り組みとなるよう、県、市町、農業委員会、JA等関係団体と連携を図り、円滑な実施に努めているところです。

平成26年度からの6年間で、495経営体に対し、県の耕地面積の9%に相当する4,627haの農地を転貸し、担い手の借入農地面積(県調査:約10,700ha)のうち、43%が農地中間管理事業で貸借されている状況となっています。

こうした中で、農地中間管理事業の理解を深めていただくため、平成30年3月に作成した「農地中間管理事業活用事例集」の第1版に続いて、県内10の事例を新たに掲載した第2版を作成いたしました。

今後の農地の有効利用や、担い手の育成確保に向けた活動の参考としていただければ幸いです。

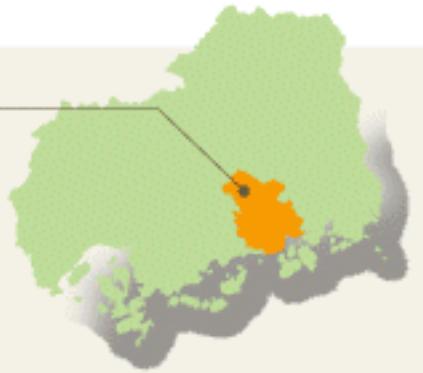
令和2年3月

経営規模の拡大～新たな地域への参入～

グリーンカウベルグループ 三原市大和町



(株) グリーンカウベル代表取締役: 萩木 栄治
設立: 平成30年1月
経営面積: 12ha
(うち機構活用面積1.5ha)
生産品目: ほうれんそう・キャベツ・落花生・酪農
従業員: 役員4名 常時雇用23名
経営の特徴: 堆肥を活用した野菜作り



事例の ポイント

- ① ほうれんそう生産の第2拠点を求めて他市へ参入
- ② 担い手不在地域で、新たな担い手を確保

地域の課題

大和町定ヶ原地区は、地区内の担い手がおらず、住民の高齢化に伴い、耕作放棄地が増加しているため、新たな担い手の確保が課題となっていました。

●マッチングのきっかけ

萩木牧場は、三次市甲奴町を生産拠点に園芸作物及び酪農を中心とした経営を行っていました。同社代表の親戚からの相談で、同地区で農業の担い手がおらず困っていることを聞き、主力品目のひとつであるほうれんそうの第2拠点として参入について検討を始められました。

「地域で担い手を育てていきたい」という地区的皆さんからの言葉を受け、参入を決定しました。活用する農地や管理方法などについて、地域の方々と意見を交わす機会を得て話し合いを重ね、スムーズに参入することができました。

グリーンカウベルグループ

【酪農部門】乳牛20頭

萩木牧場(酪農部門)



【園芸部門】ほうれんそう・キャベツ・落花生等

萩木牧場(園芸部門)

II

本社農場(三次市)

(株) グリーンカウベル

II

大和農場(三原市大和町)



機構を活用して良かったこと
今後の経営の抱負

市外からの参入にあたり、地権者とのやり取りに公的な機関(機構)の仲立ちがあったため、参入がスムーズにできました。

今後は、次世代の社員育成を関係市(三次市、三原市)と連携して行い、グループとしての生産基盤を強固なものとしていきたいと考えています。



経営規模の拡大～新たな地域への参入～

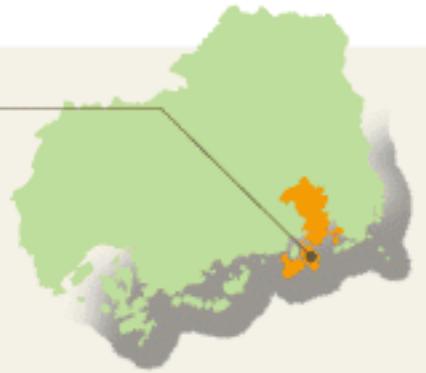
(株)サンワファーム

尾道市因島



代表取締役：中島 秀晴
設立：平成20年11月
経営面積：3.3ha
(うち機構活用面積0.8ha)

生産品目：ぶどう・レモン
従業員：役員3名 常時雇用5名
経営の特徴：中山間(ぶどう)・島しょ部(レモン)
双方に生産拠点を設けた果樹生産



事例のポイント

- ①ぶどうとレモンの複合経営で周年雇用を実現
- ②離農した農地を引き受け新規参入

地域の課題

因島町重井大早地区は古くから柑橘の生産が盛んでしたが、近年は高齢化等により離農者が多くなり、遊休農地の増加が懸念されていました。

離農後の農地の一部は、地区内の担い手が受けしていましたが、これ以上の拡大が困難な状況で、地区外からの担い手確保が課題となっていました。

●マッチングのきっかけ

機構コーディネータが中心となり、レモン生産に適した候補地を選定。地元農業委員等の協力を得て生産者及び農地所有者に意向確認を行い、約80aの農地を確保することができました。

●調整役(柏原コーディネータ)のコメント



地区内の担い手から「離農」の相談を受けていましたが、関係機関を通じて(株)サンワファームが農地を探しているという情報を受け、タイミングよくマッチングすることができました。

(株)サンワファーム

世羅農場(ぶどう2.5ha)

夏～秋収穫



収穫期の異なる
品目を組み合わせ、
周年雇用の実現へ

因島農場(レモン0.8ha)

秋～冬収穫



機構を活用して良かったこと
今後の経営の抱負



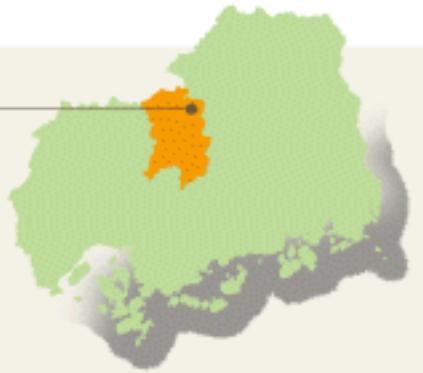
地縁のない地域への参入でしたが、コーディネータの仲介や農業委員の協力があったお陰で、短期間でまとまりのある農地を確保することができました。将来的にはレモン栽培面積を増やし、2拠点での周年営農体系を続けていきたいと考えています。

経営規模の拡大～担い手同士の法人化～

(株)ファーム穂 安芸高田市高宮町



代表取締役：上田 憲治
設立：平成30年10月
経営面積：45.8ha
(うち機械活用面積45.8ha)
生産品目：水稻・そば・麦
作業受託
従業員：役員3名 常時雇用1名
経営の特徴：収益性の高い米づくりと作業受託による周年での収益確保



事例のポイント

- ①稻作農家同士がひとつの法人となって後継者を確保
- ②新設法人へ権利の移転により手続きを簡略化

地域の課題

高宮町勘部地区、表郷・新迫地区、門田地区では、後継者のいない耕作者は近隣の大型稻作農家に農地を預けたいという意向を持っており、将来にわたって担い手を確保することが課題となっていました。

●マッチングのきっかけ

大型稻作農家の上田さんと増田さんは、日頃から交流があり、上田さんの息子で現代表取締役の憲治さんが6年前に就農されたことをきっかけに、共同での法人設立に向けた検討を始められました。法人設立後は、上田さん・増田さんの耕作地域である3地域の人・農地プランへ担い手として位置づけられました。

●調整役(本多コーディネータ)のコメント



法人化によって、次世代へ繋がる体制ができたことは大変心強く感じています。

規模拡大に伴い負担が増える農地等の管理のうち、水路管理や作業道の草刈りなどは地域へ協力を求める必要です。引き続き地域とのつながりを大切にしていただけたらと思います。

今後は、正社員を雇用し経営拡大を進め、安芸高田市でも指折りの経営体となることを期待しています。

機械活用により農地所有者を介さず法人への貸借事務が可能になります。



機構を活用して良かったこと 今後の経営の抱負

法人化前より農地中間管理事業を活用していたため、法人へ農地を移転する際、手続きをスムーズに行うことができました。

地代の支払事務は全て機構に行ってもらえるため、大変助かっています。

まずは経営を軌道に乗せ、世代交代に備え正規雇用を増やし、また水路・作業道の管理等、法人だけでは負担が大きい部分を地域と協働して取り組める工夫をしていきたいと考えています。

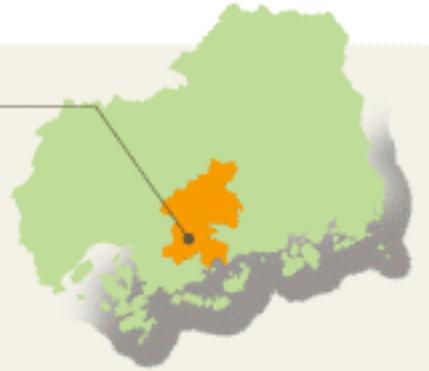
高宮町の特産である酒米を柱とした収益性の高い米づくりを行い、農閑期には、地域のライスセンターや堆肥センター業務を受託し、収益確保の工夫をされています。

分散錯ほの解消～地域ぐるみで機構を利用～

(農)郷曾 東広島市西条町



代表理事：鶴田 茂行
設立：平成30年9月
経営面積：16.3 ha
(うち機構活用面積16.3 ha)
生産品目：水稻
従業員：役員7名 機構員26戸
経営の特徴：都市近郊兼業地帯での集落ぐるみ型経営



事例のポイント

- ①都市近郊兼業地帯で営農継続するため集落法人を設立
- ②将来耕作できなくなった場合を見越し、法人未加入者も機構を活用

地域の課題

西条町郷曾地区は、都市部に近く稲作中心の兼業農家が大部分を占める中で、生産コストの高まりによる離農が懸念されるとともに、農地の遊休化と居住環境の悪化を防止することが課題となっていました。

●マッチングのきっかけ

郷曾地区法人設立準備委員会が法人設立についてアンケートを実施したところ、過半以上が賛成しました。このため、各行政区の代表が集まり、法人化に向けて話し合いを重ねました。機構コーディネータに関係機関との窓口となってもらうことで、円滑に進めることができました。

また、法人に加入しなかった耕作者11名も、将来耕作できなくなった場合を見越し、コーディネータの働きかけによって、機構を活用していただきました。

●調整役(正原コーディネータ)のコメント



法人へ貸し付けるための事業や事務手続きに係る地権者への説明など、サポートを行いました。
法人設立に向けて地域が協力的だったため、スムーズに農地の貸借を行うことができました。

郷曾地区(約200戸 150 ha)

農地所有者



農地中間
管理機構



(農)郷曾 26戸 15ha

個人農家11戸 13ha

機構では農地所有者から借り受けたままで耕作者同士の交換(移転)が可能になります。

機構を活用して良かったこと 今後の経営の抱負

機構が関わることで貸借事務の手間が省け、相続が発生している農地も借り受けやすくなりました。

また、法人加入しない耕作者にも機構を利用した契約に切り替えていただいたことで、今後は地域の中で、分散錯ほの解消につなげていきたいと思っています。

法人設立して間もない状況ですが、次世代に引き継いでいけるよう、市内の集落法人の取り組みを参考に後継者育成や安定した収益確保に努めたいと思っています。



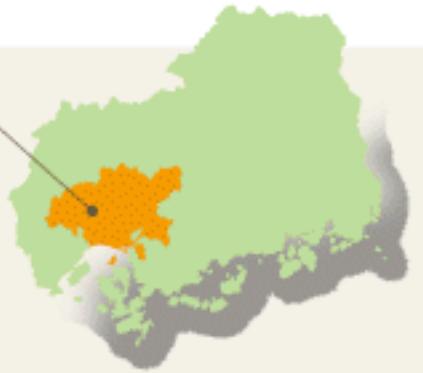
米は多収品種や特別栽培米の生産、複数品種を導入した作期分散を行うなど収益確保への工夫をされています。

集落法人の設立～ほ場整備を契機に法人化～

(農)ほなみ 広島市安佐南区沼田町



代表理事：伊藤 信彦
設立：平成27年4月
経営面積：16.5 ha（うち機械活用面積14 ha）
生産品目：水稻・野菜（タマネギ他）
作業委託：1.5 ha
従業員：理事7名 構成員72名
経営の特徴：堆肥を活用した野菜作り



事例の
ポイント

- ①農地の荒廃を防止するため、ほ場整備を実施
- ②将来にわたる担い手として、集落法人を設立

地域の課題

沼田町吉山地域は稻作を中心とした地域でしたが、近年では、“ひろしま活力農業”経営者育成事業を活用した就農者によるコマツナ・ほうれんそうなどの葉物野菜の栽培も行われています。

一方、農地は不整形かつ狭小で、近年の過疎化・高齢化により増加する農地の荒廃を防止することが課題となっていました。

●農地中間管理事業を活用したきっかけ

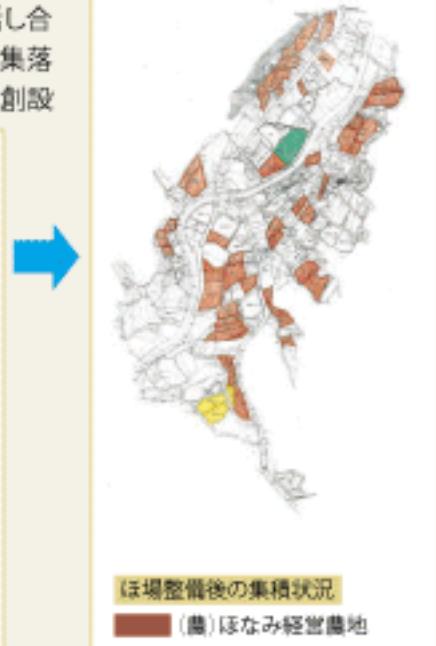
地域で耕作しやすい環境を整えるため、ほ場整備の実施について地域で話し合いを重ねてきました。話し合いの結果、整備後の農地を効率的に耕作するため集落法人を設立することとなりました。また、話し合いの中で農地中間管理機構の創設を知り、整備完了後の農地は、安心して農地貸借事務を行うために、公的機関である機構を活用し、貸借手続きを進めることとなりました。



法人化後、コンバインと田植機を法人で導入しました。ほ場整備によりほ場区画が大きくなり、効率的な作業が可能となりました。



ほ場整備前
小区画不整形な田が多い。



ほ場整備後の集積状況
■(農)ほなみ経営農地

機構を活用して良かったこと 今後の経営の抱負

機構という公的機関が間に介入することで、法人・所有者双方が安心して貸借ができる、話し合いが必要な場合に協力を得られたことを心強く感じています。また、機構集積協力金を活用できることで、法人経営を円滑にスタートさせることができました。平成30年3月にはほ場整備が完了し、法人としての生産活動に向け、構成員同士が協力し合い取り組むとともに、同地区へ“ひろしま活力農業”経営者育成事業を活用した就農者とともに、地区の農地を守っていきたいと考えています。

企業の農業参入～担い手不在地域への参入～

間口アグリファクトリー(株) 山県郡北広島町



代表取締役：浅沼 康宏
参入年月：平成29年12月
経営面積：15.7ha（うち機械活用面積15.7ha）
生産品目：キャベツ
従業員：役員3名 常時雇用1名
経営の特徴：水田を利用した土地利用型園芸作物の生産



事例のポイント

- ①営農集団の協力により、まとまった農地を確保
- ②新たな地域農業の担い手としてキャベツを生産

地域の課題

北広島町西宗地区は中山間の稻作中心地域で、西宗集落と宮ノ下集落の2集落からなり、平成12年にほ場整備を実施しています。生産者の高齢化で管理ができず、不在地主も増加する一方で、地区内の担い手も経営的にこれ以上規模拡大できない状態であったことから、新たな担い手の確保が課題となっていました。

●マッチングのきっかけ

間口アグリファクトリー(株)は、グループ会社が行う野菜の収穫代行業務の経験を生かし、まとまった農地があれば自ら生産する事も検討していました。そのような中、西宗地区では担い手が不在で、受け手を探しているという情報があり、参入に至りました。

関係機関からの助言もあり、広島県が生産振興している品目の一つであるキャベツで参入することが決まりました。

●調整役(地域の取りまとめ役の皆様)のコメント

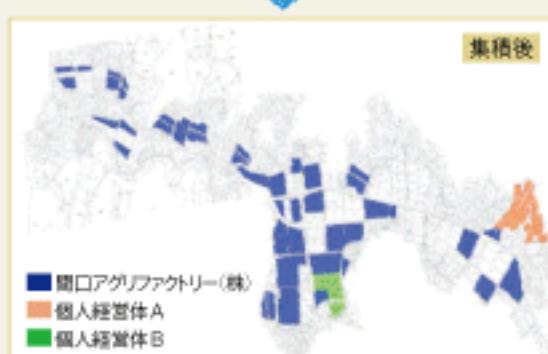
西宗地区の2つの営農集団の役員が中心となり、農地所有者へ働きかけを行いました。組合員の皆さんのもとまりがよく、調整をスムーズに行うことができました。

農地の仲立ちには行政・公的機関がバックアップいただいたことも企業へ農地を貸し出すことへの安心感につながりました。

農業だけでなく地域行事への参加や、中山間地域等直接支払制度に係る集落協定への参画など地域の担い手の一員としても期待しています。



◀(左から)格井原集団長、追本集団長、西村さん。行政機関や参入企業との橋渡し役をしていただきました。



農場長をされている松本さん。参入前は配達業務をされており、参入後初めて農業に携わられました。「農業に出会えて本当に良かった。スキルを高めて1人前の生産者になりたい」と心強い言葉をいただきました。

機構を活用して
良かったこと
今後の経営の抱負

参入にあたり、関係機関からの助言で、農地中間管理事業を活用することとなりました。また、さまざまな支援体制があったことが大変心強かったです。

まずは経営計画に沿った生産、販売ができるよう、着実に取り組んでいきたいです。

新規就農者の育成・確保～研修制度の活用～

久保田 基樹

廿日市市玖島



氏名：久保田 基樹
就農年月：令和元年5月
経営面積：0.6ha（うち機構活用面積0.6ha）
生産品目：ほうれんそう
従業員：なし
経営の特徴：軟弱野菜の周年ハウス栽培



事例の
ポイント

JAの研修中に、JAが農地を準備し、スムーズに就農

地域の課題

廿日市市玖島地区は、廿日市市の北東部に位置した水田地帯で、久保田さんが営農している吉末集落は、全戸が兼業農家で、高齢者のみの家庭や不在地主もあり、農地を守るために、平成22年に集落法人「(株)よっせえ」を設立しました。加えて、将来にわたり営農できる体制を構築するため、JAの研修事業を受けた就農希望者を受け入れる取り組みを進めるにあたり、安心して就農できる仕組みづくりが課題となっていました。

●マッチングのきっかけ

広島市出身の久保田氏は東京から広島へUターンし、仕事を探していたところ、JA佐伯中央の研修制度を知り、かねてから関心のあった農業経営を行うため、軟弱野菜の栽培技術を学びました。

農地は離農者の空きハウスが活用出来るよう、JA及び機構が農地所有者と調整し、就農までの間、JAが機構から借り受けすることで、就農時にはスムーズに貸付けできました。

●調整役（JA佐伯中央小泉氏）のコメント



新規就農者にとって農地確保は大きな課題です。機構がJAへ転貸することで、公的機関が仲介する安心感があり、貸借期間中に就農準備を円滑に行う事ができ大変良い仕組みだと思います。

JA佐伯中央研修制度のしくみ



久保田さんのほうれんそうハウス。
「将来は法人経営にしていきたい」と今後の夢を語られています。

機構を活用して良かったこと 今後の経営の抱負

研修中に農地を確保していただき、土づくりや農地の整備を行っていただいたことで、就農後スムーズに営農開始できました。

これからは地域の農地を任せもらえるよう信頼関係を深め、自分の力で規模拡大につなげていきたいと考えています。

仲間と共に廿日市市のほうれんそうが、産地として有名になるよう頑張ります。

新規就農者の育成・確保～担い手不在地域への就農～

小中 将史

竹原市中浦新聞



氏名：小中 将史
就農年月：平成30年9月
経営面積：4.9ha（うち機械活用面積4.9ha）
生産品目：レタス・枝豆・とうもろこし
従業員：2名
経営の特徴：レタスを中心とした土地利用型園芸作物栽培



事例の
ポイント

- ①地域の協力で新規就農者がまとまった農地を確保
- ②不作付地を解消し地域を活性化

地域の課題

竹原市中浦新聞地区は、竹原市南部に位置し、昭和8年の干拓事業により水田地帯となり、稻作を中心とした生産が行われていましたが、近年では、不在地主とともに増加する不作付地の解消が課題となっていました。

●マッチングのきっかけ

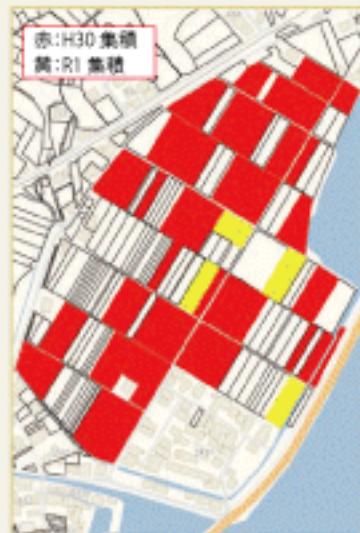
小中さんは、静岡県で飲食店を経営していましたが、農業に興味が湧き静岡県内の農業法人で2年間レタス栽培の研修を受けました。研修後、出身地である広島県でまとまった農地を探していたところ、気候が温暖でレタス栽培に適した同地域でまとまった休耕地を見つけ、市へ相談したところ地域の協力もあり、農地を借り受けることができました。

●調整役(宮野コーディネータ)のコメント



中浦新聞地区は区画整理されておらず、筆数も多く権利関係が複雑な筆もあり、農地の場所と権利者の特定に苦労しました。

同地区的営農組合や農地所有者にも協力を求め、休耕地の復旧や改修を行いました。地域の住民の方も農地が復元し、景観も良くなり大変喜ばれています。排水対策など現在も課題はありますが、この地域を選んでくれた若い担い手のためにも、出来る限りの協力をていきたいと思っています。



小中さんの経営農地集積状況



一面に広がる小中さんのレタス畑



写真中央が小中さん。自らの足で就農地を決め、今や地域にすっかり溶け込んでいる小中さん。「まわりから見ると大変な事も農業が好きだからできる」と力強く語られています。小中さんのレタス作りを学ぼうと県内生産者や小中さんの友人も一緒に作業されていました。

機構を活用して
良かったこと
今後の経営の抱負

新規就農のため、農地を借り受ける手続きにかなり時間がかかりましたが、農地中間管理事業を活用し、コーディネータの協力も得て、まとまった農地が借り受けられたことは良かったです。

今後は仲間を増やし、産地として規模拡大していくとともに、地域の一員として中浦新聞地区を元気な地域にしていきたいです。

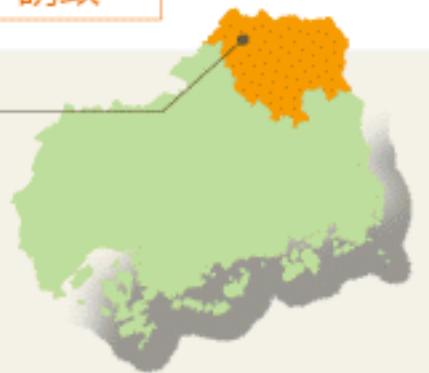
機構関連農地整備事業の活用～ほ場整備で担い手誘致～

(株)vegeta

庄原市口和町田口



代表取締役：谷口 浩一
設立：平成6年1月
経営面積：96ha
(うち機構活用面積85ha)
生産品目：キャベツ・白ネギ・白菜・もち麦
従業員：役員3名 常時雇用15名
経営の特徴：県域での土地利用型園芸作物栽培



事例の
ポイント

- ①新たな担い手を確保し、ほ場整備事業を実現
- ②まとまった優良農地で効率的経営を目指す

田口地区の課題

口和町田口地区は、庄原市口和町の北東部に位置し、過疎化が進み多くの農地が管理できない状況となっていました。また、同地区は積雪量も多いうえ、ほ場整備が実施されておらず小区画・不整形な農地が多く、こうした中で担い手の確保が課題となっていました。

●マッチングのきっかけ

平成30年度から農地所有者が工事費を負担することなく、ほ場整備事業を行うことができる「機構関連農地整備事業」が始まったことを契機に、田口地区ではほ場整備の検討が始まり、県・市を通じて規模拡大を希望している(株)vegetaへ参入を打診しました。ほ場整備によって(株)vegetaが希望する5ha以上のまとまった農地を確保できる見込みとなつたことに加え、物流面でも現在の経営農地と保冷施設とのアクセスが良かったため参入が決定しました。

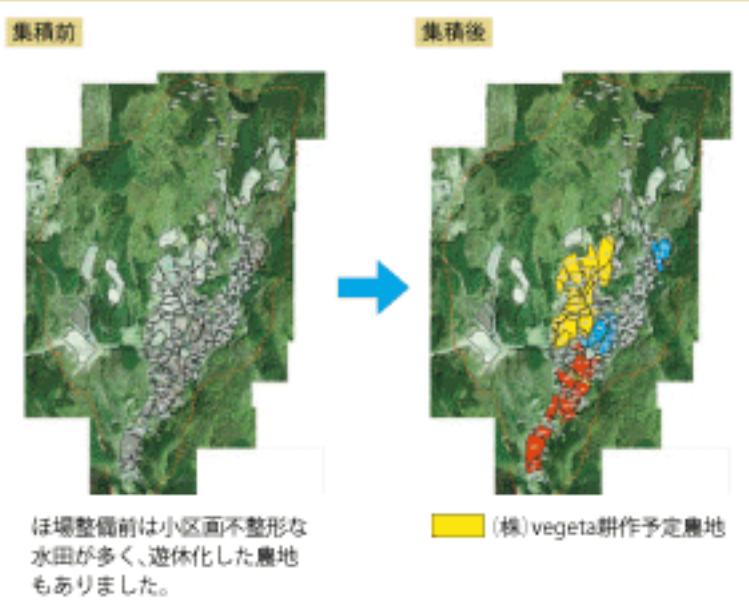
●調整役

(地域の取りまとめ役宮野氏)
のコメント



口和中央営農組合長
の宮野さん

「機構関連農地整備事業」の創設により、地域ではほ場整備を行う機運が高まり、新たな担い手の参入も決まりました。田口地区の事例が同じ課題を抱える隣接地域での課題解決の引き金になることを願っています。



機構を活用して良かったこと 今後の経営の抱負

地縁のない地域での農地集積は、信頼関係ができていないため、貸借は農地所有者の方が不安になりますが、機構コーディネータの協力により、公の機関である機構に入つてもらうことで安心して貸付けていただきました。

また機構活用による協力金で鳥獣柵の設置や水路の補修などを行うことができ、集積後の農地条件改善に大変役立っています。

将来的には県内200haを目指し規模拡大していくとともに、裏作ではもち麦栽培で収益向上も進めたいと考えています。

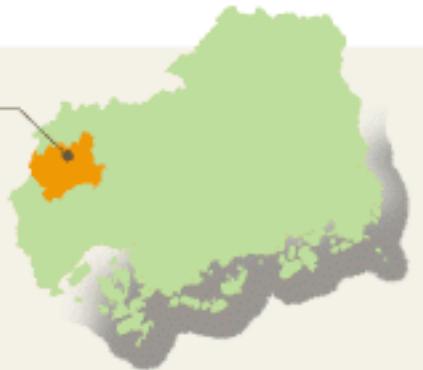
貸借事務の効率化

(株)百姓屋

山県郡安芸太田町



代表取締役社長：栗栖 智典
設立：平成19年4月
経営面積：28ha（うち機械活用面積7.1ha）
生産品目：水稻・野菜（とうもろこし他）
果樹（柿）・加工（柿他）
作業受託：25ha
従業員：役員2名 常時雇用4名
経営の特徴：稻作を中心とした複合経営



事例のポイント

- ①農地所有者との貸借事務を機構へ一本化
- ②山間棚田が多く厳しい条件の下、経営効率化を工夫

地域の課題

安芸太田町は小規模で自給的な稻作を中心の地域で、農家の高齢化が進み離農者も増えています。また、整備実施率は25%程度と低く小区画な水田が多い地域です。

(株)百姓屋は、町の主要な土地利用型経営体として町内全域の農地を引き受け、稻作を中心とした生産を行っています。

このため、経営農地の範囲が広く、点在していることから作業効率の向上が課題となっています。



安芸太田町土居地区の風景。同地区的水田の多くを(株)百姓屋が担っている。



米以外に、多品目野菜、町特産の祇園坊柿を栽培し、周年雇用が可能な工夫をされています。

白社の農産物を使った加工品の製造や独自の販路確保など、積極的に経営の多角化に取り組まれています。

●機構を活用したきっかけ

近年、不在地主や相続農地が増える中で、所有者との契約に公的機関が仲介する方が双方の安心感につながること、また経営規模が大きくなるに従い、地代の支払いや契約内容の変更などの事務を効率化する必要があるため、機構を活用されました。

(株)百姓屋

農地中間
管理機構

農地所有者

賃借料は機構へまとめて支払い。地権者への振込口座管理などの事務が軽減

農地所有者それぞれへ賃借料支払・賃借事務は機構が行う



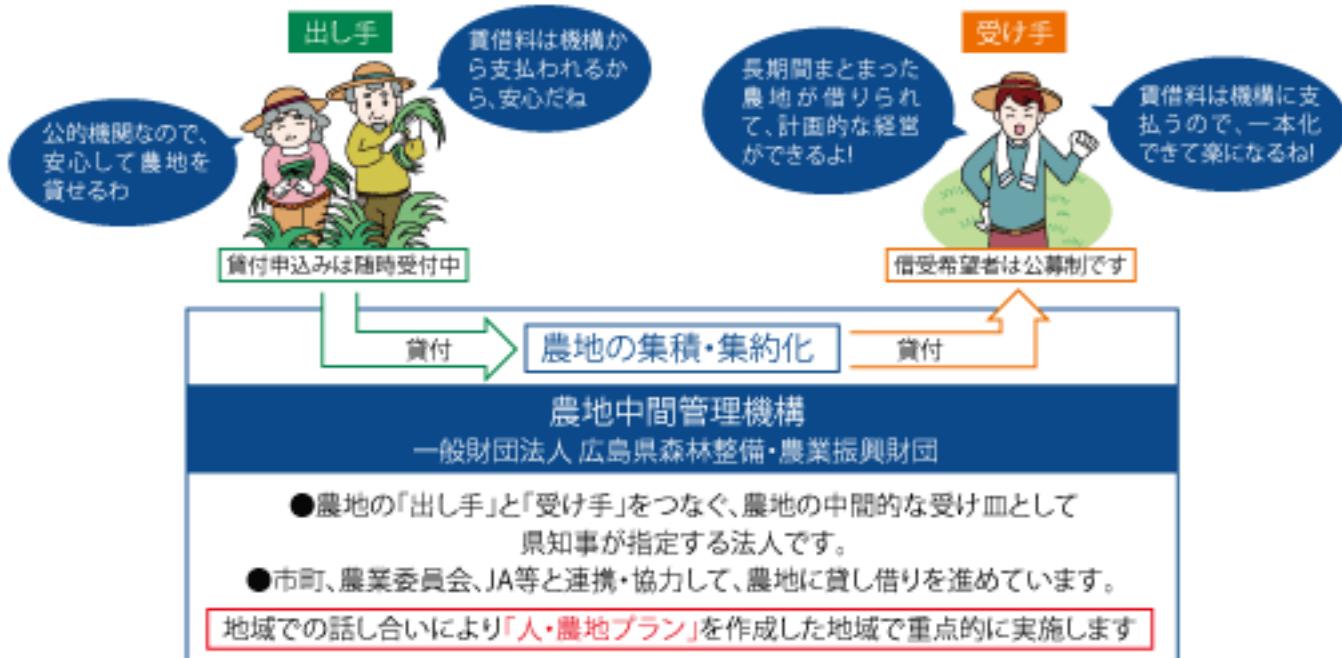
機構を活用して良かったこと
今後の経営の抱負

事務の効率化や、地権者との調整を円滑に行うことができました。今後も農地を預かる際は機構を活用していく予定です。

将来にわたって安定的な経営が継続できるよう、経営農地の集約化や作業の効率化に加え、次世代へ継承するための人材育成にも注力していきたいです。

農地中間管理事業のしくみ

農地中間管理事業とは、平成26年度から始まった、農地の新しい貸し借りのしくみです。



人・農地プランとは

今後の地域農業の在り方や地域の中心となる経営体の農地集積・集約化の方針などについて、地域の農業者が話し合って決めるものです。

必須項目の条件を満たしている人・農地プランが「実質化された人・農地プラン」であり、関連する支援策を活用するための要件となります。

〈作成の手順の1例〉

ステップ①

- ⑥ 概ね5~10年後の農地利用を把握
- ⑥ 農業者年齢や後継者の情報を地図化

ステップ②

- ⑥ 農地集約化に関する将来方針の作成
- その他(貸付意向、機構の活用等)

ステップ③

- 市町による検討会
- 決定・公表

⑥ …必須項目

人・農地プラン・農地中間管理事業に関する支援策

●農地中間管理事業を活用する地域・出し手に対する支援

- (1) 地域に対する支援(地域集積協力金)
- (2) 個々の出し手に対する支援(経営転換協力金、ひろしま農業創生事業のうち園芸用農地確保支援事業)
- (3) 農地中間管理機構への出し手に対する課税の軽減

●新規就農者に対する支援

- (1) 農業次世代人材投資事業(経営開始型)

●認定農業者など地域の中心となる経営体に対する支援

- (1) 金融支援(スーパーL資金)
- (2) 農業機械等の導入支援(強い農業・担い手づくり総合支援交付金)

●農地整備に対する支援

- (1) 農地中間管理機構関連農地整備事業
- (2) 農地耕作条件改善事業

●果樹の改植に対する支援

- (1) 果樹農業生産力増強総合対策

人・農地プランや関連支援策についての詳細は市町農業担当部局または県農林水産事務所(農林事業所)へお問い合わせください。

農地を貸したい方 ▶ 農地の貸付希望申込が必要です

どこへ 農地が所在する市・町の窓口(農業関係課)

いつ 随時受け付けています

- 申し
込
める
農
用
地
等
の
基
準
- ①次に該当する農用地等は借り受けできません。
 - (1)市街化区域の農用地等
 - (2)筆界未定の農用地等
 - (3)ほ場整備事業等において、土地改良区に対して賦課金の未払い等がある場合
 - ②貸付希望農用地等が以下に該当する場合は、借受希望者に集積することで効率的に活用できる場合や借受希望者が確保できる見込みがある場合を除き借受農用地等リストに掲載しません。
なお、集団的なまとまりのある農地の中に存在する場合や、農業的利用を図るために基盤整備事業の実施等が計画されている農用地等は含まれません。
 - (1)耕作放棄地など、農用地等として利用することが著しく困難な場合。(例えば、松等の大木類(直径5cm以上)が繁茂し、再び耕作するために相当な投資が必要な農地)
 - (2)募集区域の借受希望者の数、応募内容、その他の事情を勘案し農用地等の貸付が行われる見込みがない場合。
 - (3)当該農用地等の利用の効率化及び高度化の促進に資すると認められない場合。
 - (4)当該農用地等の賃貸借料が、近傍の農用地等の整備状況等生産条件等からみて適切であると認められない(概ね3割を超える)場合。
 - (5)一区画あたりの面積が狭小(水田の場合3a未満、樹園地・畑の場合1a未満)の場合。
 - (6)農作業に必要な機械(コンバインなど)が公道から直接侵入できない等、機械の搬入が困難な場合。

方法 「貸付希望申込書」に必要事項を記入し
添付書類とともに市・町の窓口にご提出ください

▶ 借受農用地等リストに掲載

農地を借りたい方 ▶ 農地の借受希望申込が必要です

どこへ 農地が所在する市・町の窓口(農業関係課)

いつ 随時受け付けています

対象となる方

応募の対象者	添付書類(いずれか1点)
①集落法人	・直近の総会資料(写)
②農業参入企業	・経営計画書
③認定農業者(個人、一般法人)	・経営改善計画認定証(写)
④認定就農者(認定新規就農者)	・青年等就農計画認定証(写)
⑤⑥から⑩に位置づけられる予定者(農用地等の借受時には前項①から④に位置付けられることを要す。)	・営農計画
⑥市町基本構想水準到達者	・なし (担当者かどうかは経営農地の所在する市町へ確認をお願いします)
⑦農業経営を行うJA出資法人・JA	・営農計画
⑧旧農地利用集積円滑化団体が実施する研修を修了した者	・研修修了書(写)
⑨⑩から⑪以外の「人・農地プラン」に掲載された地域の中心経営体(予定者を含む)	・募集区域に係る人・農地プランの「今後の地域の中心となる経営体」記載頁(写)
⑪⑫のいずれかの者と農地の分散譲りの解消を行おうとする者	・なし

借受希望者の次の情報は公表されます

- (1)借受希望者の氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
- (2)募集区域内の農業者、募集区域外の農業者、新規参入者の別
- (3)借受けを希望する農用地等の種別、面積
- (4)借り受けた農用地等に作付しようとする作物の種別、栽培方法
- (5)借受者とマッチングした農用地について、貸付農用地の属する募集区域内の借受希望者へ意見聴取を行うための、貸付希望農用地の情報(所在地・貸借期間)

方法 「借受希望申込書」に必要事項を記入し
添付書類とともに市・町の窓口にご提出ください

▶ 借受者希望者公表一覧に掲載



広島県農地中間管理機構

一般財団法人 広島県森林整備・農業振興財団

〒730-0051 広島市中区大手町四丁目2番16号

電話 (082) 541-6192 FAX (082) 541-5177

ホームページ <https://hsnz.jp>

メールアドレス kikou@hsnz.jp